

# 自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、当社は、第一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

## 連結自己資本比率(第一基準)

当社は自己資本比率の算定に関し、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号)に基づき、平成15年3月末については朝日監査法人の外部監査を、平成16年3月末についてはあずさ監査法人の外部監査を受けております。朝日監査法人は、平成16年1月1日付で朝日監査法人を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、自己資本比率の算定に係る内部統制に対する合意された調査手続業務として、当社あてその結果を報告されたものであります。これにより、外部監査人が自己資本比率そのものについて意見を表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成15年3月末	平成16年3月末
基本的項目	資本金	1,247,650	1,247,650
	うち非累積的永久優先株	/	/
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	856,237	865,282
	利益剰余金	278,357	564,767
	連結子会社の少数株主持分	996,892	990,426
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	840,110	813,992
	その他有価証券の評価差損( )	24,197	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式( )	15,204	2,956
	為替換算調整勘定	53,515	71,764
	営業権相当額( )	251	94
	連結調整勘定相当額( )	30,031	21,706
	計 (A)	3,255,936	3,571,604
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	216,360	190,242	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	249,401
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	71,699	68,524
	一般貸倒引当金	1,173,927	837,679
	負債性資本調達手段等	2,150,334	2,358,572
	うち永久劣後債務	569,073	755,618
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	1,581,261	1,602,953
	計	3,395,961	3,514,177
うち自己資本への算入額 (B)	2,961,619	3,416,547	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目 (D)	控除項目	238,633	250,754
自己資本額 (E)	(A)+(B)+(C)-(D)	5,978,922	6,737,397
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	55,417,663	54,649,899
	オフ・バランス取引項目	3,525,419	4,283,294
	信用リスク・アセットの額 (F)	58,943,082	58,933,194
	マーケット・リスク相当額に係る額(H)/8% (G)	223,781	270,821
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	17,902	21,665
計 ((F)+(G)) (I)	59,166,864	59,204,015	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(I)×100		10.10%	11.37%

(補足)

「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、三井住友銀行(以下「当行」)の海外特別目的会社が発行した以下の3件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L. L. C. (“SBTC-LLC”)	SB Equity Securities (Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited(“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ペーシスポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いが停止される(停止された配当は累積しない) 当行が自己資本比率 / Tier1 比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 当行優先株 <sup>(注2)</sup> または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いが停止される(停止された配当は累積しない) 「損失吸収事由 <sup>(注1)</sup> 」が発生した場合 当行優先株 <sup>(注2)</sup> への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 <sup>(注2)</sup> 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 <sup>(注3)</sup> への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いが停止される(停止された配当は累積しない) 当行優先株 <sup>(注2)</sup> について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株 <sup>(注2)</sup> への配当が減額された場合は本優先出資証券 <sup>(注3)</sup> への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株 <sup>(注2)</sup> への配当が減額された場合は本優先出資証券 <sup>(注3)</sup> への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 <sup>(注3)</sup> への配当額は、当行の配当可能利益 / 予想配当可能利益から、当行優先株 <sup>(注2)</sup> 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内であればならない <sup>(注4)(注5)</sup> 。	本優先出資証券 <sup>(注3)</sup> への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株 <sup>(注2)</sup> への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる <sup>(注6)</sup> 。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株 <sup>(注2)</sup> と同格	当行優先株 <sup>(注2)</sup> と同格	当行優先株 <sup>(注2)</sup> と同格

## (注)1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率 / Tier1 比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a)清算事由(清算、破産または清算的公司更生)の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし、(d)の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

## 2. 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

## 3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

## 4. SBES の配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

## 5. SBES 以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES 以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内であればならない。

## 6. SPCL 以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL 以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内であればならない。